

## 小松島市最低制限価格制度事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小松島市が入札に付する建設工事、並びに建設工事に係る調査、測量、及び設計業務等（以下、「建設工事等」という。）について、極端な低入札による受注を防止するため、小松島市契約規則（昭和49年小松島市規則第16号）第13条の規定による最低制限価格制度の事務取扱に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象建設工事等)

第2条 次条による最低制限価格制度の対象は、小松島市が入札に付する建設工事等とする。ただし、低入札価格調査制度を適用する案件は除くものとする。

(最低制限価格の算定方法)

第3条 最低制限価格（税抜）は、次式により算出するものとする。

「最低制限価格（税抜）＝最低制限基本価格（税抜）×ランダム係数」

建設工事（土木工事、電気通信設備工事及び機械設備工事）の最低制限価格（税抜）

$$\text{最低制限価格(税抜)} = [\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55] \text{ (千円未満切り捨て)} \times \text{ランダム係数}$$

建設工事（建築工事）の最低制限価格（税抜）

$$\text{最低制限価格(税抜)} = [(\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55] \text{ (千円未満切り捨て)} \times \text{ランダム係数}$$

積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

この算式により算出した最低制限基本価格（税抜）が予定価格（税抜）の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。

なお、最低制限価格（税抜）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、ランダム係数の算出については別に定める。

建設工事に係る調査、測量、及び設計業務等の最低制限価格（税抜）

$$\text{最低制限価格(税抜)} = (\text{平均入札額} + \text{予定価格} \times 2) / 3 \times 0.85$$

平均入札額は、予定価格（税抜）の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書を対象に算出する。平均入札額の算定においては、予定価格（税抜）の60%未満の入札書は予定価格（税抜）の60%とみなして算出する。

なお、最低制限価格（税抜）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。また、予定価格（税抜）の60%の額として算出する場合も同様とする。

(適用方法)

第4条 最低制限価格(税抜)の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格(税抜)入札者をもって落札者とする。

(公表方法)

第5条 最低制限価格(税抜)は、入札執行時に公表するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行する。